

一般社団法人 文化・芸術の泉アール・フォンテヌ 定款

平成 年 月 日作 成  
平成 年 月 日公証人認証  
平成 年 月 日会社設立



# 一般社団法人 文化・芸術の泉アール・フォンテヌ 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 文化・芸術の泉 アール・フォンテヌと称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、文化・芸術の発展に関する活動（事業）を行う事を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) こども・大人の感性育成
- (2) 文化・芸術における街づくり全般
- (3) 文化事業の提案・企画全般
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### (公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 社員

### (入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。



(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年一回、毎事業年度終了後3か月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

### 第4章 役員

(員数)

第9条 当法人に理事1名を置く。

### 第5章 計算

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

### 第6章 附則

(最初の事業年度)

第11条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年2月末日までとする。



(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第12条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外964番地3

古川 久美子

佐賀県佐賀市八戸溝三丁目9番1号

宮近 由紀子

佐賀県小城市牛津町牛津542番地9

泉 万里江

以上、一般社団法人 文化・芸術の泉アール・フォンテヌを設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年5月16日

設立時社員 佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外964番地3



古川 久美子



設立時社員 佐賀県佐賀市八戸溝三丁目9番1号



宮近 由紀子



設立時社員 佐賀県小城市牛津町牛津542番地9



泉 万里江





認証登簿平成 24 年第 50 号

この定款の設立時社員古川久美子ほか 2 名の代理人  
蒲原真理子は、本公証人の面前で、全設立時社員が各  
自の記名押印を自認している旨を陳述した。 ——

よって、これを認証する。 ——

平成 24 年 5 月 16 日、本公証人役場において  
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 5 番 10 号

佐賀地方法務局所属

公証人 古 賀 健 一





この謄本は、平成 24年 5月16日、本公証人役  
場において原本に基づき作成した。\_\_\_\_\_

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号

佐賀地方法務局所属

公証人

古賀健一



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20